# 公立保育園民営化についての基本的な考え方について

### 1. 審議を進めるにあたっての確認事項(諮問内容)

## (1) 国立市の子育ち・子育ての考え方

#### 【諮問書より】

国立市では、超少子高齢化・人口減少社会を背景に、将来の社会基盤を支える子どもを、従来にも増して"子は国立市の宝"と捉え、子どもの利益を最大限に尊重することとしております。そのためにも、子どもの健やかな育成と女性の社会参画への積極的な支援及び総合的な子育て支援の更なる取り組みを進め、"国立で育ち国立で子育てをしたいと思える街"を目指します。

- ○第二次子ども総合計画 参考資料
- ○国立市子ども・子育て支援事業計画 参考資料

### (2) 公立保育園民営化の検討を進めるに至った理由

# 【諮問書より】

核家族化や共働き家庭の増加、就労形態の多様化が進み、これに伴い、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供、多様な子育て支援の充実、保育所の待機児童の解消などの子育て支援へのニーズが一段と増加しております。なかでも待機児童の解消に向けて保育の受け皿の拡充は、国立市にとっても喫緊の重要課題として挙げられております。

平成22年3月の国立市保育審議会の答申では、子どもの豊かな育ちのために、子どもの最善の利益を優先的に考えるという点においては、幼稚園、保育園、公立、私立という立場での差はないとするなか、これまでに公立保育園や私立保育園が果たしてきた一定の役割が確認され、市内全体の保育サービス提供における保育水準が担保されていることが示されております。

また、平成25年8月に国立市財政改革審議会の答申が示され、その中で財政的見地からの保育園民営化の必要性がまとめられました。市はこの答申を真摯に受け止め、平成26年2月に「財政健全化の取り組み方針・実施細目」を策定し、この具体的な目標スケジュールに基づき保育園民営化の検討を進めることとしております。

国立市は、今後、待機児解消や必要とされる保育サービスの更なる充実と提供を進めるため、限られた財源のなかにおいて、公が提供しているサービスの役割を見直しながら、民が提供できるものは民に移行し、そこから生まれる効果を最大限に活用することで持続可能なサービスを提供する必要があります。

## (3) 審議会での審議の視点

○これまでの保育民営化の検討を経たうえで、今後進めるべき視点を確認する。

国立市保育審議会答申(平成22年3月)

⇒公立保育園・私立保育園の一定水準の保育実績が確認された。

国立市財政改革審議会最終答申(平成25年8月)

⇒財政健全化の取り組みからの視点で、国立市において保育・子育て環境を充実させ、積極的に子育て世代を呼び込む施策に重点的に資源を配分していくためにも、財政健全化により得られた費用を、待機児童対策等の子育て施策に振り向けていく必要が示された。

財政健全化の取り組み方針・実施細目(平成26年2月)

⇒財政改革審議会の答申を経て、市は財政健全化の取り組みの方針・スケジュール等を示し、保育民営化についての検討を進めることとした。

よって、これまで財政健全化による財政面での検討はされているため、改めて保育サービス経費等を検証するのではなく、本審議会では、"子どもの利益を最大限に尊重すること"を大前提として、現在、市が抱えている保育課題を解決するため、民間の力をどう取り入れることが保育にとって望ましいか、また、国立市がどういった保育サービスを目指す必要があるか、諮問内容に沿って審議を進める必要がある。

# 今後の審議の視点

#### 【諮問書より】

国立市は、今後、<u>待機児解消や必要とされる保育サービスの更なる充実と提供を進めるため</u>、限られた財源のなかにおいて、<u>公が提供しているサービスの役割を見直しながら、民が提供できるものは民に移行し、そこから生まれる効果を最大限に活用することで持続可能なサービスを提供する必要があります。</u>

ついては、地域の子育て支援を充実させるために、民間活力を取り入れた保育環境を構築することとし、公が果たすべき役割を明確にした上で、「公立保育園民営化」に向けて基本的な考え方や方法、ガイドラインの 作成の検討を行い、最終的な方針をまとめるため貴審議会に諮問するものです。

#### 【視点のポイント】

- ⇒★待機児解消や必要とされる保育サービスの更なる充実と提供を進めるため。
  - ★公が提供しているサービスの役割を見直しながら、民が提供できるものは民に移行し、そこから生まれる効果を最大限に活用することで持続可能なサービスを提供する。

## 2. 国立市における保育サービスの現状分析について

### 保育園の役割と現状

保育園は、児童福祉法に基づいた児童福祉施設と位置づけられている。保護者が就労等の理由により保育にあたれない子どもを日中保育し、これを通じて保護者の労働権をも保障するという役割がある。同時に、保育所保育指針においては、保育所は養護と教育を一体的に行うものとされ、幼児教育を担う施設である。

- 〇「保育所保育指針」 資料8
- ○平成28年度版「国立市市内の保育所」 保育の方針、園の特徴など 参考資料 国立市保育計画(平成22年5月) 資料7